

資金決済銀行の概要

平成 14 年 7 月 26 日
(株)日本証券クリアリング機構

位置付け・機能

位置付け：我が国証券市場の統一清算機関として機能するクリアリング機構における重要な資金決済インフラ
機能：安全・円滑な資金決済処理　D V P 決済における決済代金授受、参加者決済不履行時の流動性供給

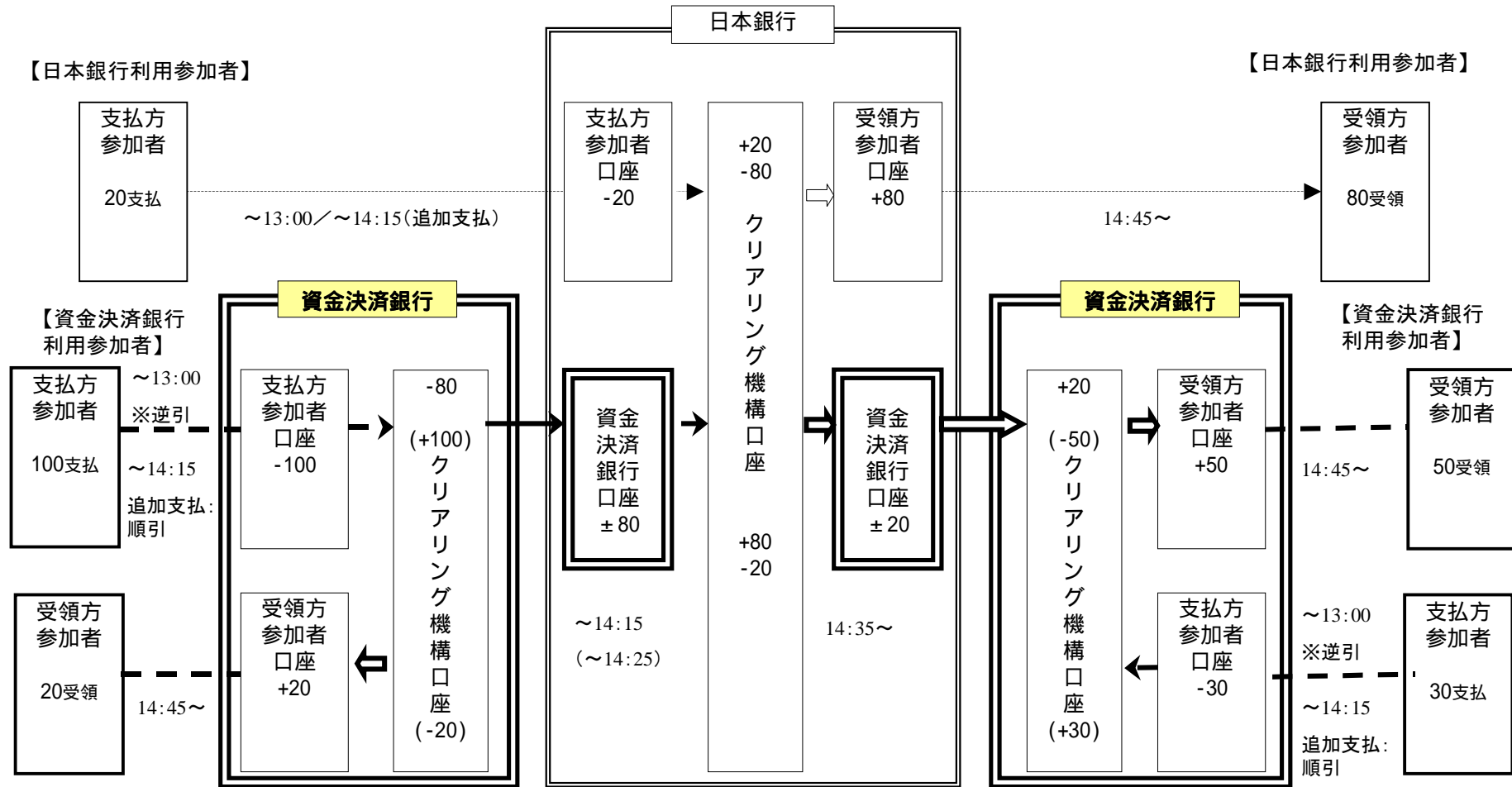
事務内容

- 1．決済代金の授受に関する事務（参考 1、2）
 - （1）参加者からクリアリング機構への口座振替による入金事務
 - （2）資金決済銀行間の資金残高調整に係る事務
 - （3）クリアリング機構口座から参加者口座への振込事務等
- 2．各種担保等（清算基金、売買証拠金等）の預託・返戻に関する事務（参考 3）
（資金決済銀行としての特別な処理は発生せず）
- 3．有価証券引渡票に係る預託金に関する事務（参考 4）
（基本的に資金決済銀行としての特別な処理は発生せず）
- 4．各種手数料等の納入に関する事務
 - （1）口座振替請求書の受領
 - （2）クリアリング機構口座への入金処理
 - （3）口座振替完了の通知
 - （4）帳票類の授受に係る取扱い
- 5．参加者の決済不履行時における事務
- 6．その他（国債 D V P システム利用による国債決済の決済代金授受に関する事務）
 - （1）代行受払銀行の受諾
 - （2）参加者との事務連絡の調整

以　上

決済代金授受事務スキーム

参考1



・クリアリング機構は、日本銀行及び資金決済銀行に口座を開設し、参加者は、日本銀行及び資金決済銀行のうちから決済銀行1行を選定し、当該選定決済銀行に口座を開設する。

・クリアリング機構と参加者との間の資金決済は、日本銀行又は資金決済銀行におけるクリアリング機構口座及び参加者口座との口座振替により行う。

・支払方参加者は所定の時限までにクリアリング機構への支払いを行い、クリアリング機構は所定時刻に参加者への支払いを行う。各資金決済銀行のクリアリング機構口座間における資金過不足の調整は、資金決済銀行の日銀当座勘定とクリアリング機構の日銀当座勘定との間の振替により行う。

資金決済端末の概要

参考2

1. プログラムの動作に必要な環境

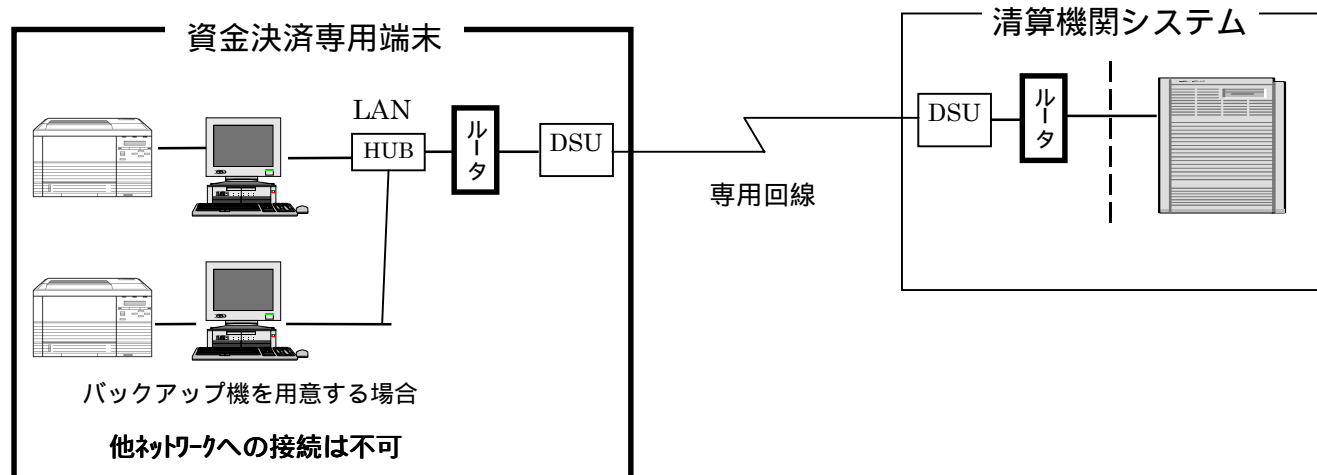
・ハードウェア構成

項番	機器	必須条件及び推奨仕様
1	パソコン	PC / AT 互換機
2	CPU	pentium 166MHz 以上
3	メモリ	64MB 以上
4	ハードディスク	700MB 以上の空きエリア
5	その他	LANボード (ルータ - PC間)
6	プリンタ	レーザプリンタ
7	ルータ	接続条件に準拠
8	DSU	通信業者指定
9	(HUB)	複数台端末を設置する場合のみ必要

・ソフトウェア構成

項番	ソフトウェア	備考
1	Windows NT 4.0 (マイクロソフト製品)	Service Pack3以上
2	OpenTP1 / Client / P (日立製品)	形名 P-2464-2124

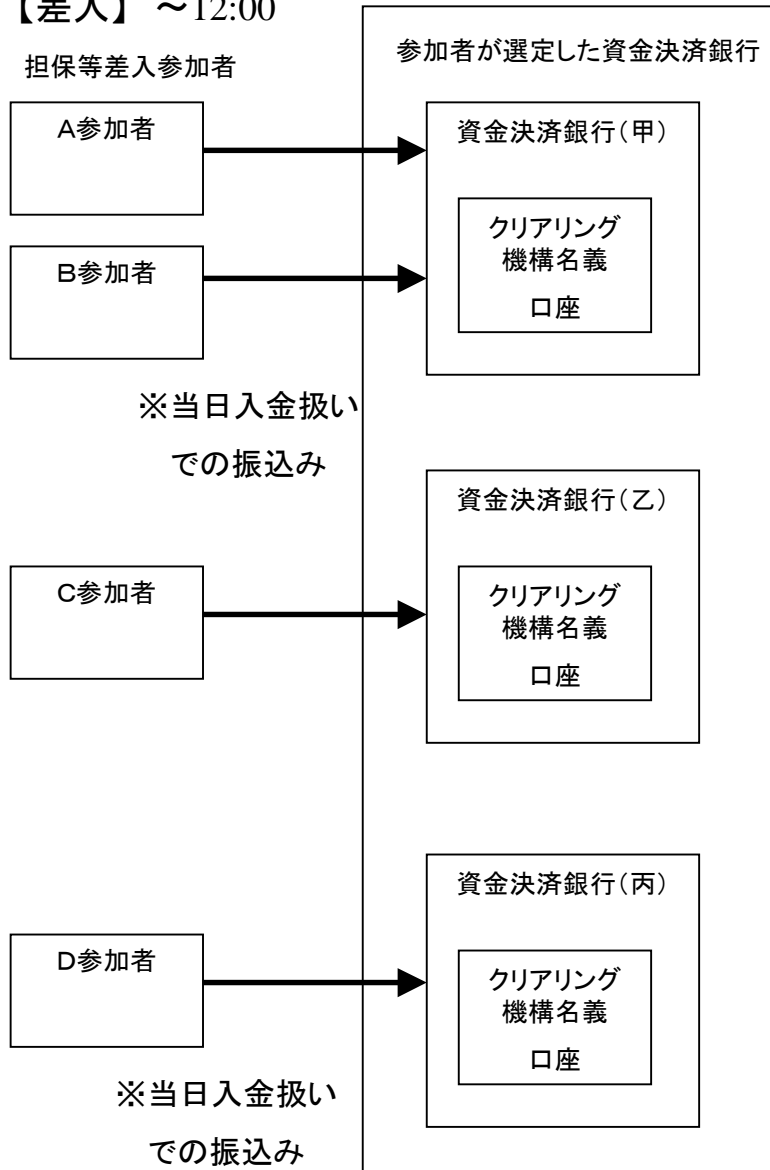
2. ネットワーク構成



各種担保等の差入・返戻イメージ

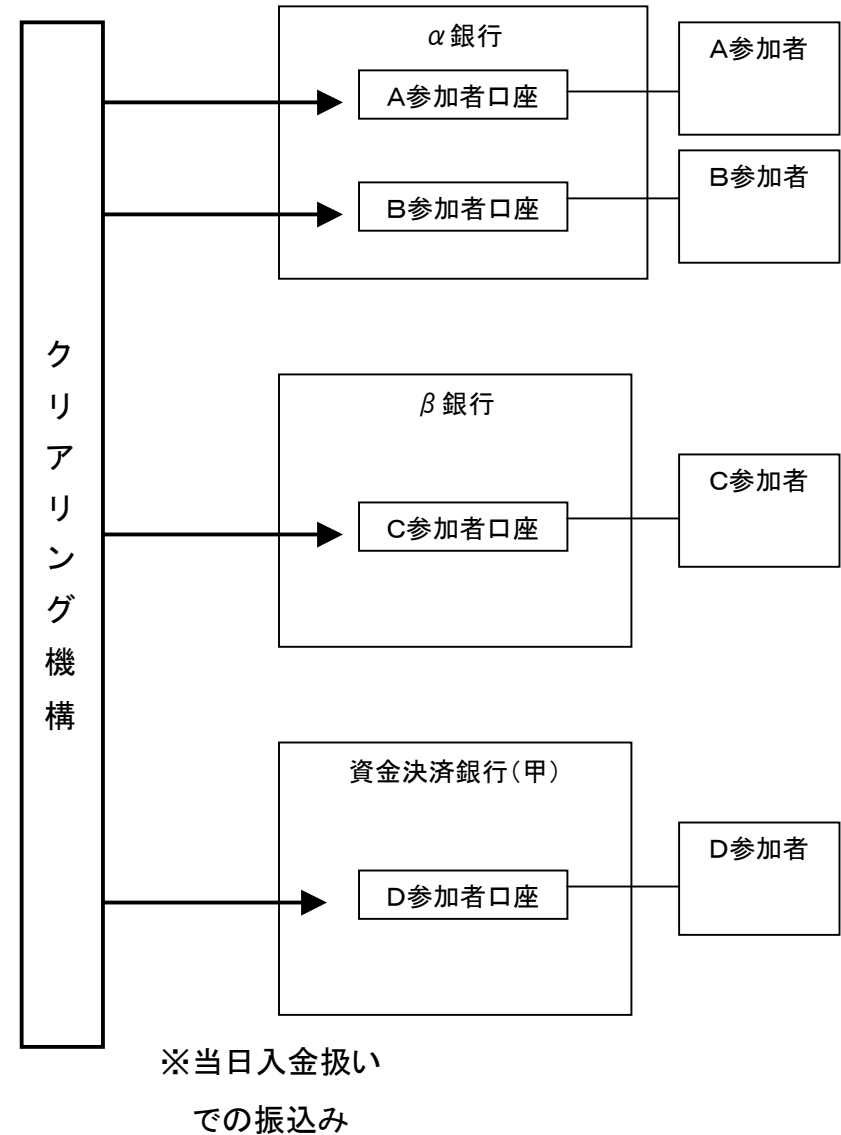
【差入】～12:00

担保等差入参加者



【返戻】14:00～

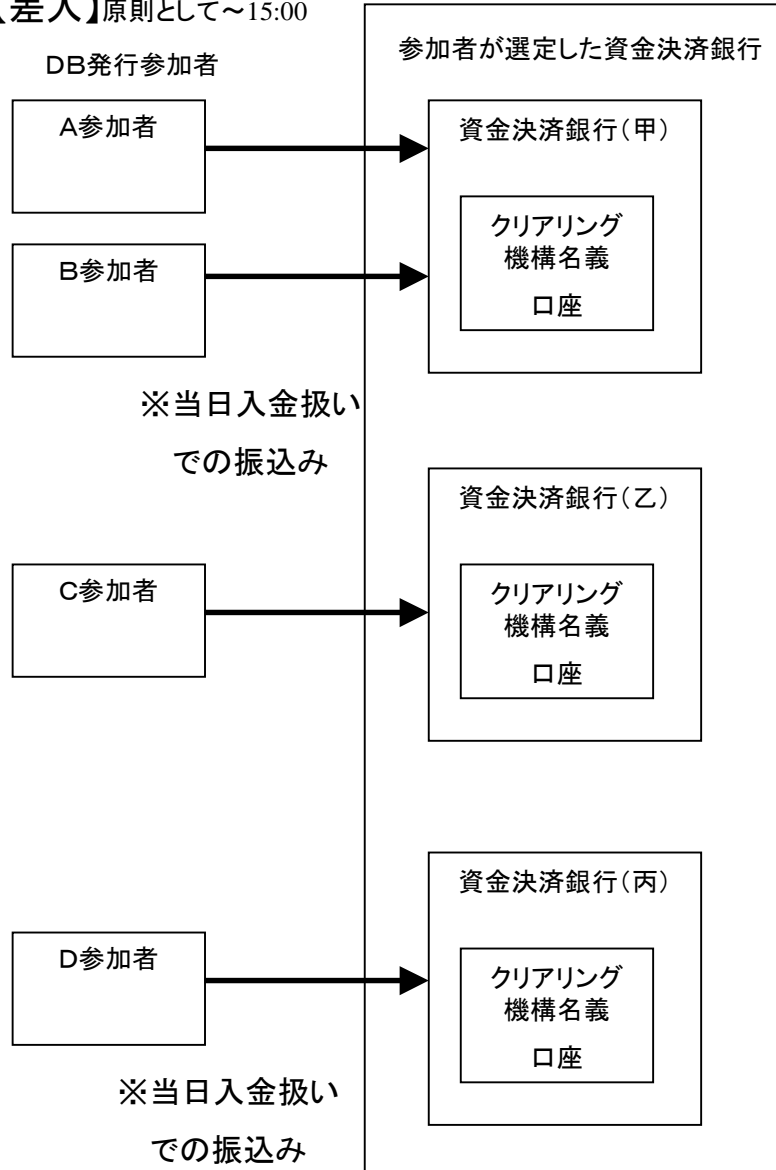
参加者が任意に指定した銀行 担保等返戻参加者



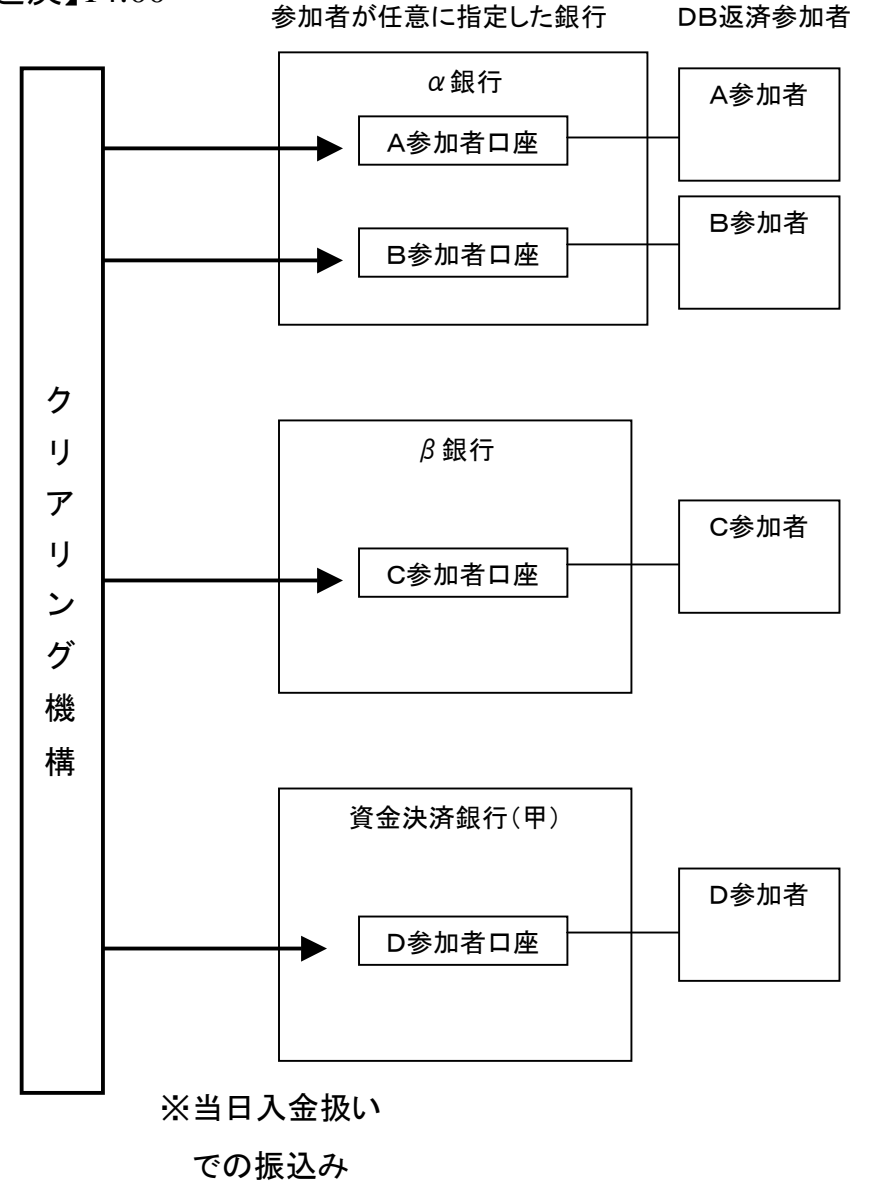
有価証券引渡票(D. B.)に係る預託金の差入・返戻イメージ

参考4

【差入】原則として～15:00



【返戻】14:00～



資金決済銀行の指定に係る概要

平成 14 年 7 月 26 日
(株)日本証券クリアリング機構

(株)日本証券クリアリング機構(以下「清算機関」という。)の行う清算・決済業務における資金決済処理に関する金銭出納等の事務を取り扱う銀行(以下「資金決済銀行」という。)については、主に以下の点を踏まえて指定等を行うことを予定しています。

内 容	備 考
1. 資金決済銀行の指定を受けようとする銀行は、予めその旨の申請を行う。	・ 所定の申請書によることを予定。
2. 1.により、申請のあった銀行については、(1)について持続可能であると見込まれ、(2)を満たす者であって、清算機関が適当と認めるものに対して、指定を行う。 (1) 資金決済銀行として取り扱う事務を円滑かつ安定的に執行できる体制(及び)を有していること。 清算機関及びその業務に対する社会的な信用が十分確保されると見込まれるなど資金決済銀行としての健全な経営の体制であること。 清算機関に近隣する店舗を有し、当該店舗において適切な事務体制を備えていること。 (2) 複数の清算参加者が選定する又は選定する見込みがあること。	・ 資金決済銀行については、左記(1)及び(2)並びに金融情勢等諸状況を踏まえ、清算機関は、必要に応じ、その指定を取り消すことがある。
3. 指定にあたっては、当該銀行は、資金決済銀行として取り扱う事務等に関し、清算機関との間で「資金決済銀行の指定等に関する覚書」(仮称)を締結する。	

(注) 上記全般については、今後、必要に応じ、修正されることがあります。

以 上